

災害時における飲料水の供給に関する仕様書

長野市上下水道局（以下「受給者」という。）と自動販売機設置業者（以下「供給者」という。）とは、災害時における飲料水の提供に関して、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1 長野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、長野市上下水道局災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認められるときは、供給者に対し、飲料水の供給を要請し、供給者は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、受給者が必要と認めるとき。ただし、この場合において、受給者は供給者に対し、要請の前に協議を行うものとする。

2 供給者が受給者の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 供給者は、当該契約により設置した災害対応型自動販売機内の飲料水を受給者に無償提供する。
- (2) 供給者が設置した災害対応型自動販売機内の飲料水を使用しても、受給者が必要とする飲料水が不足する場合には、受給者及び供給者が協議して、飲料水ができる限り受給者が指定する場所へ搬送し、無償提供する。

3 受給者が供給者に飲料水の提供要請を行うときは、別に定める要請書等により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日要請書を送付することとする。

また、大規模災害等により通信手段が途絶し、受給者から供給者への連絡が不能となったときは、要請を行うことなく飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が復旧した後、速やかに連絡を行うものとする。

4 供給者は、受給者に対して災害対応型自動販売機の開錠用の鍵を預け対応するものとする。

なお、受給者が供給者から受領した鍵を紛失した場合には、直ちに供給者に連絡するとともに、受給者の負担により鍵の交換を行うものとする。